

市町村ヒアリング・意見交換会概要(平成 25 年度)

1. 開催日 平成 25 年 8 月 26 日、27 日、29 日、30 日 延べ 4 日間
(泉州、北・中河内、堺市・南河内、大阪市・北摂各ブロックとも 3 時間程度)
2. 会 場 大阪府庁咲洲庁舎 23 階中会議室
3. 出 席 能勢町、島本町、大阪狭山市、泉大津市、泉佐野市、忠岡町 を除く
全市町村の障がい福祉主管課担当者及び府自立支援課担当者
4. 次 第
 - (1)ヒアリング・意見交換内容 【別紙資料 1】
 - (2)大阪府就労支援部会・工賃向上計画の推進に関する専門委員会における課題検討状況(中間報告) 【略】
5. 概 要
 - (1)全般について
 - 本年度は、府内を大きく 4 つのブロックに分け、ヒアリング・意見交換を開催した。地域によって一般企業の数や就労移行支援事業等の設置数に差があり、課題については、それぞれの地域の実情が寄せられた。就労移行支援事業の利用について、生涯 1 回限りという取扱いはいずれのブロックでも確認できなかった。
 - 全般的に、市町村単独の就労支援施策は乏しく、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターを通じて、あるいは就労に関する部会意見等により就労支援の課題等を把握しているようであった。
 - ブロック単位で開催したことにより、地域の状況がより明確化されるとともに参加機関相互の課題等の共有は図られたが、昨年度、個別市町村単位で行ったときには見られなかった欠席が 6 市町村にもものぼった。
 - (2)障がい福祉サービスの現状について
 - 就労移行継続支援 B 型事業所は、かなり充足されているが A 型事業所や就労移行支援事業所が乏しく、町村では依然として設置されていないところも多い。

(3) 庁内及び関係機関との連携について

○障がい福祉主管課では企業との接触機会はほとんどなく、企業や商工会との接触機会が比較的多い商工労働・産業担当部局との横のつながりや連携も乏しい。市町村によっては、障害者就業・生活支援センターとの連携も、福祉部局と商工労働・産業担当部局それぞれが行うなど、庁内の意思疎通が乏しいため、障がい者向けのイベント開催日が重なったとの報告もあった。

(4) 職場体験実習の取組みについて

○公務労働分野における実習は、図書館の書籍のリペア(補修)や給食センターの食器のチェックなど、個人情報扱わない業務をうまく切り出しているところもあるが、個人情報の問題や庁内他部局の理解、人事担当課ではなく福祉所管課が単独で働きかけていることなどから、職場体験・実習の理解や取組みが進んでいない。

法規担当課の意向で個人情報を扱う部署での職場実習は認められていない市町村もある。

(5) 障がい者就労施設等への官公需発注の促進の取組みについて

○官公需発注の促進(障害者優先調達推進法関連)についても、具体的な取組みが乏しい市町村と3号随契を活用しこれまでから独自に取り組んでいる市町村と2極化している。それぞれの管内の障がい者施設は一定把握されている市町村が多いが、納期や価格など把握レベルについては差異が生じている。今後、府において一括で府内の障がい者就労施設の実態を把握し、毎年度のデータの更新作業については、各市町村と連携しながら行っていく必要があると思われる。

○障がい者就労施設等への官公需発注の取組みの一環として、指定ゴミ袋を施設に発注している事例も有り、継続的な需要のある物品等を調達推進方針の取組みに位置付けることや比較的契約単価の高い公的施設の清掃業務や除草など役務の提供が取組みとしては効果的である。

(6) その他国の方針等に関することについて

○平成27年度から就労移行支援事業所で本格化する就労継続B型利用者のアセスメントについては、管内の移行支援事業で対応できる見通しの市町村もあるが、就労移行支援事業所のアセスメント能力の把握や件数の把握をし、個々の市町村単位でどこがアセスメントを担うのかを具体的にシュミレーションする必要がある。原則、移行支援事業所でアセスメントを行うにしても、現在経過措置で行っている自立支援協議会等での意見聴取によるアセスメントも手法として残していく必要があると思われる。

○平成27年度から本格化する計画相談支援(サービス等利用計画の策定)については、相談支援事業所の質・量ともに不足しており、相談支援事業に対する報酬体系の見直し等根本的な対応が必要。その上で、相談支援事業所と就労関係機関(移行支援事業所や就ポツ)との連携方策を今後検討していく必要がある。